

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第6号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）					別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）				
職種	基礎号給		上限		職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給		職務の級	号給	職務の級	号給
＜省略＞					＜省略＞				
保育士職	1	6	1	<u>33</u>	保育士職	1	6	1	<u>28</u>
	2	1	2	<u>12</u>		2	1	2	<u>8</u>
＜省略＞					＜省略＞				
学校教育職	1	<u>1</u>	1	54	学校教育職	1	<u>37</u>	1	54
＜省略＞					＜省略＞				
母子・父子自立支援員職	1	1	1	<u>14</u>	母子・父子自立支援員職	1	1	1	<u>1</u>
備考 ＜省略＞					備考 ＜省略＞				

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瀬戸市会

計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「新規則」という。）の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和4年2月1日から適用する。

（在職者の号給等の調整）

- 2 令和4年2月1日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き在職するフルタイム会計年度任用職員の適用日以後における号給については、新規則の規定により号給を決定されるフルタイム会計年度任用職員との権衡上必要と認められる限度において、別に市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前項の規定は、適用日の前日から引き続き在職するパートタイム会計年度任用職員の適用日以後における基準月額について準用する。